

申請期間：令和4年8月9日～9月30日

# 庄原市中小企業者等エネルギー高騰対策支援金 申請手引

庄原市 企画振興部 商工観光課

## ～ 目 次 ～

### 1 エネルギー高騰対策支援金の概要

- (1) 趣旨
- (2) 交付対象者
- (3) 交付対象経費
- (4) 支給額等
- (5) 申請受付期間
- (6) その他
- (7) お問い合わせ先

### 2 申請手続き等

- (1) 申請書類
- (2) 書類の配布
- (3) 申請にかかる相談
- (4) 申請の受付
- (5) 申請受付日程
- (6) 注意事項

### 3 その他

- ・ 申請書類記入例
- ・ Q & A

# 1 エネルギー高騰対策支援金の概要

## (1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症、原油価格及び物価の高騰による影響を受ける市内の中小企業者等に対し支援金を交付し、事業継続を支援します。

## (2) 交付対象者

次の全てに該当する中小企業者等（法人・個人）

- ①令和4年7月1日時点で市内に物の生産やサービスの提供などの事業を行う事業所を有し、営利を目的として事業を営んでいること  
（対象とする業種に制限はありません。）
- ②申請日以前において市内で営んだ事業に関し、確定申告（所得税法（昭和40年法律第33号）の規定による個人事業主の確定申告及び法人税法（昭和40年法律第34号）の規定による法人の確定申告）を行っていること  
※農林業を営み、農業所得の申告を行っている個人事業主の方も対象となります。
- ③申請日以後も継続して市内で事業を営む意思があること

〈不交付要件〉

1. 市税を滞納している者
2. 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
3. 大企業（中小企業の定義を超える ※製造業の例：従業員300人以下／資本金3億円以下）
4. 法人税法第2条第5号に規定する公共法人（例：土地改良区・土地開発公社）
5. 政党その他の政治団体
6. 宗教上の組織又は団体

## (3) 交付対象経費

交付対象者が営利を目的として市内で営む事業における直近の確定申告の光熱水費及び燃料費

〈対象外経費〉

1. 公の施設の指定管理における光熱水費及び燃料費
2. 社会福祉協議会、商工会議所その他公共的な活動を営む団体が実施する公共的事業における光熱水費及び燃料費
3. 他の補助金が交付され、又はされることとなっている光熱水費及び燃料費

#### (4) 支給額等

(3) の交付対象経費の10% (1,000円未満切り捨て)  
上限100万円/下限5万円

(例) 直近の確定申告の光熱水費及び燃料費55万円×0.1=5.5万円  
⇒支給額5.5万円

(例) 直近の確定申告の光熱水費及び燃料費40万円×0.1=4万円  
⇒支給対象外です

※交付対象経費の10%が5万円未満の場合は、支給対象外です。

※同一の交付対象者につき、1回限りです。

#### (5) 申請受付期間

令和4年8月9日(火)から令和4年9月30日(金)まで

※7ページの申請受付日程表で詳細をご確認ください。

#### (6) その他

申請受付後、交付決定及び支援金の支給まで、1か月以上を要します。ご了承ください。

#### (7) お問い合わせ先(担当窓口)

庄原市 企画振興部 商工観光課 商工振興係

〒727-8501

庄原市中本町一丁目10番1号

電話:(0824)73-1178      ファックス:(0824)72-3322

メールアドレス:syoukou-shinkou@city.shobara.lg.jp

## ～交付対象者～

次のいずれにも該当しますか。

- ①令和4年7月1日時点で市内に物の生産やサービスの提供などの事業を行う事業所を有し、営利を目的として事業を営んでいる
- ②申請日以前において市内で営んだ事業に関し、確定申告を行っている
- ③申請日以後も継続して市内で事業を営む意思がある
- ④市税の滞納がない。

※上記の要件に該当する場合であっても、右欄の【対象外】に挙げるものは対象外とします。

NO

### 【対象外】

- その他、以下に該当となる事業者は対象外です。
- ・暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ・大企業
- ・法人税法第2条第5号に規定する公共法人（例：土地改良区・土地開発公社）
- ・政党その他の政治団体
- ・宗教上の組織又は団体

YES

営利を目的として市内で営む事業における直近の確定申告の光熱水費及び燃料費が50万円以上ですか。

※該当経費が他の補助金の対象となっている等、一部対象外となる場合があります。

NO

### 【対象外】

YES

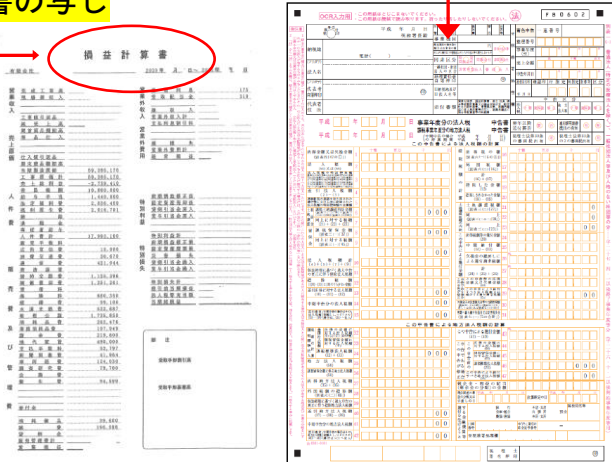
### 【交付対象】

直近の確定申告の光熱水費及び燃料費 × 0.1 = 支給額

※上限 100万円

## 2 申請手続き等

### (1) 申請書類

|  |   |
|--|---|
| <b>1. 法人の場合</b>  |   |
| <b>(1) 庄原市中小企業者等エネルギー高騰対策支援金交付申請書</b> <b>様式第1号</b>   |   |
| <p>※押印は不要です。</p> <p>※支援金の振込先口座を記入してください。</p>   |   |
| <b>(2) 交付申請に関する誓約書及び同意書</b>  |   |
| <p>※庄原市中小企業者等エネルギー高騰対策支援金の申請にかかる各種誓約・同意事項となっています。必ずお読みの上、記入し、押印してください。</p>   |   |
| <b>(3) 支援金額算出表</b> <b>様式第2号</b>  |   |
| <p>※交付対象経費の欄は、下記の(4)(5)から転記してください。</p>   |   |
| <b>(4) 確定申告書の控えの写し</b>   |   |
| <p>直近の事業年度の確定申告書(別表一(一))</p>   |   |
| <p><b>(5) 決算報告書の損益計算書又は収支計算書の写し</b></p> <p>※交付対象経費の根拠資料として提出していただきます。</p> <p>※光熱水費及び燃料費の合計額が交付対象経費となります。</p> <p>※<u>損益計算書又は収支計算書の写しで交付対象経費が確認できない場合は、「(6) その他」の資料を追加で提出してください。</u></p> |  |
| <b>(6) その他</b>   |   |
| <p>「(5) 決算報告書の損益計算書又は収支計算書の写し」で交付対象経費が確認できない場合</p>   | <p>交付対象経費が確認できる内訳書、元帳等の写し</p>   |
| <p>庄原市外にも事業所がある場合</p>  | <p>市内の事業所と市外の事業所の交付対象経費が確認できる内訳書等</p>   |

## 2. 個人事業主の場合

### (1) 庄原市中小企業者等エネルギー高騰対策支援金交付申請書 **様式第1号**

※押印は不要です。

※支援金の振込先口座を記入してください。

### (2) 交付申請に関する誓約書及び同意書

※庄原市中小企業者等エネルギー高騰対策支援金の申請にかかる各種誓約・同意事項となっています。必ずお読みの上、記入し、押印してください。

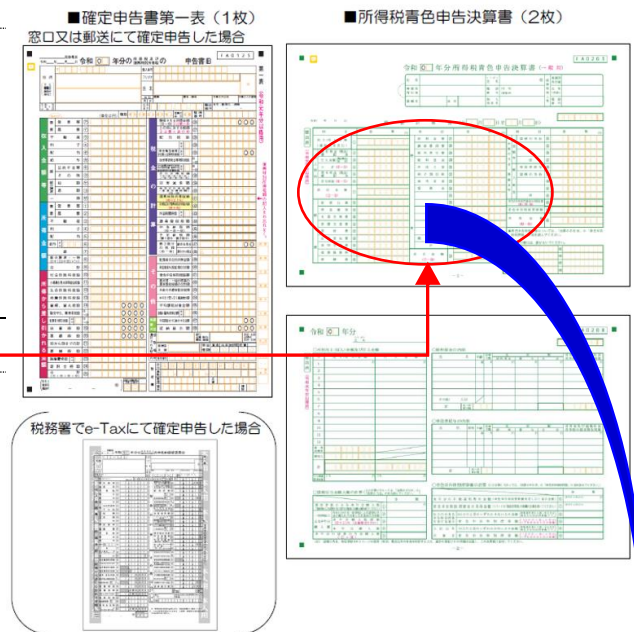
### (3) 支援金額算出表 **様式第2号**

※交付対象経費の欄は、下記の(4)(5)から転記してください。

### (4) 確定申告書の控えの写し

令和3年分の確定申告書(第一表)の控えの写し

※E-taxで提出している場合は、提出後の受信通知の写しと併せて提出すること。ただし、申告書の上部に申告日時及び受付番号があれば不要



### (5) 青色申告決算書の写し

※交付対象経費の根拠資料として提出していただきます。

※光熱水費及び燃料費の合計額が交付対象経費となります。

※青色申告決算書の写しで交付対象経費が確認できない場合は、「(6) その他」の資料を追加で提出してください。

### (6) その他

① 「(5) 青色申告決算書の写し」で交付対象経費が確認できない場合

交付対象経費が確認できる内訳書、元帳等の写し

② 白色申告の場合のみ

収支内訳書の写し

※(5) 青色申告決算書の写しは不要です。

|       |            |   |  |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|------------|---|--|---|---|---|---|---|---|---|
| 経     | 荷造運賃       | ⑨ |  |   |   |   |   |   |   |   |
|       | 水道光熱費      | ⑩ |  |   | 8 | 7 | 2 | 5 | 0 |   |
|       | 旅費交通費      | ⑪ |  |   |   |   |   |   |   |   |
|       | 通信費        | ⑫ |  |   |   |   |   |   |   |   |
|       | 広告宣伝費      | ⑬ |  |   |   |   |   |   |   |   |
|       | 接待交際費      | ⑭ |  |   |   |   |   |   |   |   |
| 費     | 損害保険料      | ⑮ |  |   |   |   |   |   |   |   |
|       | 地代家賃       | ⑳ |  |   |   |   |   |   |   |   |
|       | 貸倒金        | ㉑ |  |   |   |   |   |   |   |   |
|       | 燃料費        | ㉒ |  |   | 6 | 4 | 0 | 3 | 9 | 3 |
|       | リース料       | ㉓ |  |   | 3 | 8 | 7 | 8 | 5 | 9 |
|       | 車輛経費、ガソリン代 | ㉔ |  |   | 1 | 0 | 8 | 1 | 8 | 3 |
| 支払手数料 | ㉕          |   |  | 3 | 7 | 9 | 5 | 0 |   |   |

## (2) 書類の配布

申請書類は、庄原市役所 4階 商工観光課又は各支所 地域振興室（東城支所は産業建設室）で配布しています。

また、庄原商工会議所、東城町商工会又は備北商工会でも受け取れます。

## (3) 申請にかかる相談

庄原市役所 4階 商工観光課で受付いたします。

（平日 8：30～12：00、13：00～17：15）

### 【問い合わせ先】

電話：0824-73-1178

ファックス：0824-72-3322

メールアドレス：syokou-shinkou@city.shobara.lg.jp

※7ページ（5）申請受付日程 の時間中にも相談窓口を設け、対応いたします。

## (4) 申請の受付

**期間：令和4年8月9日（火）～令和4年9月30日（金）**

次の（5）申請受付日程にて、担当課職員が会場に出向き、申請書類の審査を行います。

ご都合の良い会場へお越しく下さい。

また、申請受付日程以外の平日（8：30～17：15）も庄原市役所 4階 商工観光課又は各支所 地域振興室（東城支所は産業建設室）で申請書類をお預かりいたします。その場合は、その日に審査ができないこともありますので、ご了承ください。

その他、郵送でも申請を受付けます。

### 【送付先】

〒727-8501

広島県庄原市中本町一丁目10番1号

庄原市 企画振興部 商工観光課 宛

## (5) 申請受付日程

| 月 日        |   | 受 付 時 間               |             |
|------------|---|-----------------------|-------------|
|            |   | 10:00～12:00           | 14:00～16:00 |
| 8月9日       | 火 | 庄原市役所 商工観光課           | 庄原市役所 商工観光課 |
| 8月10日      | 水 |                       |             |
| 8月12日      | 金 |                       |             |
| 8月15日      | 月 |                       |             |
| 8月16日      | 火 | 庄原市役所 東城支所            | 庄原市役所 東城支所  |
| 8月17日      | 水 | 庄原市役所 商工観光課           | 庄原市役所 商工観光課 |
| 8月18日      | 木 | 庄原市役所 高野支所            | 庄原市役所 比和支所  |
| 8月19日      | 金 | 庄原市役所 商工観光課           | 庄原市役所 商工観光課 |
| 8月22日      | 月 | 庄原市役所 西城支所            | 庄原市役所 西城支所  |
| 8月23日      | 火 | 庄原市役所 総領支所            | 庄原市役所 口和支所  |
| 8月24日      | 水 | 庄原市役所 商工観光課           | 庄原市役所 商工観光課 |
| 8月25日      | 木 | 庄原市役所 東城支所            | 庄原市役所 東城支所  |
| 8月26日      | 金 | 庄原市役所 商工観光課           | 庄原市役所 商工観光課 |
| 8月29日      | 月 |                       |             |
| 8月30日      | 火 |                       |             |
| 8月31日      | 水 |                       |             |
| 9月1日       | 木 |                       |             |
| 9月2日       | 金 |                       |             |
| 9月5日       | 月 | 庄原市役所 高野支所            | 庄原市役所 比和支所  |
| 9月6日       | 火 | 庄原市役所 西城支所            | 庄原市役所 西城支所  |
| 9月7日       | 水 | 庄原市役所 東城支所            | 庄原市役所 東城支所  |
| 9月8日       | 木 | 庄原市役所 総領支所            | 庄原市役所 口和支所  |
| 9月9日       | 金 | 庄原市役所 商工観光課           | 庄原市役所 商工観光課 |
| 9月12日(月)以降 |   | 随 時 受 付 (庄原市役所 商工観光課) |             |

## (6) 注意事項

- ・ 申請書類に不足や記入漏れ等の不備があった場合、審査担当者から連絡させていただきます。申請書には必ず、日中（9時～17時）に対応可能な連絡先の記入をお願いします。
- ・ 申請書類が全て確認できなければ、支給のための審査ができません。提出前に書類が揃っているかご確認をお願いします。  
なお、審査後は、申請書類を一切返却いたしませんので、ご注意ください。

## 庄原市中小企業者等エネルギー高騰対策支援金交付申請書

庄原市長

申請書に押印は必要ありません。  
※ただし、「請求書」及び「誓約書兼同意書」  
には押印してください。

令和4年8月9日

庄原市中小企業者等エネルギー高騰対策支援金を次のとおり申請します。  
また、交付決定後の支援金の振込みは下記口座を指定します。

### 【申請者】

|  |                           |   |
|--|---------------------------|---|
| 会社名<br>(法人名・屋号等)                             | フリガナ カブシキカイシャ ショウバラ       |   |
|  | 株式会社 しょうばら                |   |
| 代表者名<br>(個人事業主名)                             | 代表取締役 庄原 太郎               |   |
| 本店所在地（個人事業主住所）<br>〒727-●●●●<br>庄原市中本町一丁目●番●号 | 連絡先電話番号<br>(0824) 72-●●●● |   |
| 主たる業種  | 製造業                       | 法人番号<br>※法人のみ 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 |
| 本申請に係る担当者氏名                                  | 庄原 花子                     |   |

添付資料： 交付申請に関する誓約書及び同意書

【支援金申請額】 62,000円 ※様式第2号の額

支援金額算出表（様式第2号）で算出した支援金申請額を記載してください。

### 【振込口座】

（個人事業主の場合は、原則、個人事業主本人の口座としてください。）

|                                       |                            |  |  |
|---------------------------------------|----------------------------|--|--|
| 振込先金融機関                               | 庄原                         | 銀行<br>金庫<br><input checked="" type="checkbox"/> 農協 | <input type="checkbox"/> 本店<br><input type="checkbox"/> 支店 |
| 預金種目（ <input type="checkbox"/> にチェック） | 普通                         | <input checked="" type="checkbox"/>                | 当座 <input type="checkbox"/>                                |
| 口座番号                                  | ○○○○○○○                    |  |  |
| フリガナ                                  | カ ショウバラ ダイエイトリマリアク ショウバラタウ |  |  |
| 口座名義                                  | 株式会社しょうばら 代表取締役 庄原太郎       |  |  |

記載された口座に支援金を振り込みます。

## 交付申請に関する誓約書及び同意書

令和4年8月9日

庄原市長様

代表者印を押印してください。

申請者

会社名（法人名・屋号等）

株式会社 しょうばら

代表者または個人事業主

|      |               |                              |
|------|---------------|------------------------------|
| 氏名   | 代表取締役 庄原 太郎   | 株式会社<br>しょうばら<br>代表取<br>締役之印 |
| 住所   | 庄原市東本町二丁目●番●号 |                              |
| 生年月日 | 昭和50年12月12日   |                              |

庄原

代表者名の住所、生年月日を記載してください。

庄原市中小企業者等エネルギー高騰対策支援金の交付申請にあたり、次のとおり誓約します。

### ■誓約事項

1. 申請日時点で事業を行っており、今後も事業を営む意思があること
2. 交付決定後に、支援金の返還規定に該当することとなった場合、速やかに返還すること

庄原市中小企業者等エネルギー高騰対策支援金交付要綱の規定による申請内容の審査のため、次のことに同意します。

### ■同意事項

1. 市税の滞納状況の確認、住民基本台帳の閲覧
2. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当するか否かの確認に係る所管の警察署への照会

## 支援金額算出表

### 【申請者】

|                           |            |
|---------------------------|------------|
| 会社名（法人名・屋号等）<br>または個人事業主名 | 株式会社 しょうばら |
|---------------------------|------------|

【直近の事業（確定申告）期間】 令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日

### 【市内事業所の状況】

令和4年7月1日現在の市内の事業所等について記入してください。

| 番号 | 事業所名     | 所在地           | 業種  |
|----|----------|---------------|-----|
| 1  | しょうばら一号館 | 庄原市中本町一丁目●番●号 | 製造業 |
| 2  | しょうばら二号店 | 庄原市西本町二丁目●番●号 | 小売業 |
| 3  |          |               |     |

（備考）・本店所在地及び事業所がすべて庄原市の場合、法人名で記入する。

・個人事業主の場合は、店舗名ある場合は記入してください。

市外の事業所は記載不要ですが、市内事業の対象経費が確認できる書類を添付してください。

### 【上記事業所ごとの光熱水費及び燃料費（交付対象経費）】

直近の事業年度における確定申告書（決算報告書）から光熱水費及び燃料費の額を転記してください。ただし、公共の事業分や、交付対象経費が指定管理料、補助金、受託費等で補填されている場合は、その額を除きます。

| 番号 | 光熱水費（ア）  | 燃料費（イ）   | 交付対象経費<br>（ア+イ）=（ウ）         |
|----|----------|----------|-----------------------------|
| 1  | 320,000円 | 80,000円  | 直近の事業年度における<br>光熱水費及び燃料費の合計 |
| 2  | 202,887円 | 20,000円  |                             |
| 3  | 円        | 円        |                             |
| 計  | 522,887円 | 100,000円 | 622,887円                    |

（備考）燃料費はガソリン・軽油・灯油・エンジンオイル等とします。

添付資料：① 交付対象経費を明らかにする直近の確定申告に係る書類

法人：確定申告書

個人：確定申告書第1表、及び青色申告決算書又は収支内訳書

② ①で確認できない場合は、①に加えて内訳書、積算書、除外する金額が分かる書類等

50万円以上の交付対象経費が必要です。

【支援金の計算】 支援金申請額（千円未満切捨て） 上限：100万円／下限：5万円

| 交付対象経費（ウ） | 補助率 | （ウ）×10% | 支援金申請額  |
|-----------|-----|---------|---------|
| 622,887円  | 10% | 62,288円 | 62,000円 |

（備考）交付対象経費が1,000万円以上の場合の支援金の額は一律100万円です。

上限100万円／下限5万円  
千円未満切捨てです。

# 損益計算書

2020年 月 日～2021年 月 日

|      |         |         |         |
|------|---------|---------|---------|
| 営業収入 | 完成工事高   | 営業外収入   | 受取利息    |
|      | 現場雑収入   |         | 受取配当金   |
|      |         |         | 雑収入     |
|      | 工事値引返品  | 営業外収入計  | 支払利息割引料 |
| 売上原価 | 純売上高    |         |         |
|      | 期首商品棚卸高 | 営業外費用   | 雑損失     |
|      | 商品仕入    |         | 営業外費用計  |
|      |         |         | 経常損益    |
|      | 仕入値引返品  |         |         |
|      | 期末商品棚卸高 | 特別利益    | 前期損益修正益 |
|      | 当期製造原価  |         | 固定資産売却益 |
|      | 工事原価計   |         | 貸倒引当金戻入 |
|      | 売上総利益   |         | 賞与引当金戻入 |
| 人件費  | 役員報酬    |         |         |
|      | 給与手当    | 特別損失    | 特別利益計   |
|      | 法定福利費   |         | 前期損益修正損 |
|      | 福利厚生費   |         | 固定資産廃棄損 |
|      | 雑給      |         | 災害損失    |
|      | 退職金     |         | 貸倒引当金繰入 |
|      | 専従者給与   |         | 賞与引当金繰入 |
|      | 人件費計    |         |         |
|      | 販売手数料   | 特別損失計   | 特別損失計   |
|      | 広告宣伝費   |         | 税引前当期損益 |
|      | 旅費交通費   |         | 法人税等充当額 |
|      | 通信費     |         | 当期純損益   |
|      | 荷造運賃    |         |         |
|      | 接待交際費   |         |         |
|      | 減価償却費   |         |         |
|      | 賃借料     |         |         |
|      | 保険料     |         |         |
|      | 修繕費     |         |         |
|      | 水道光熱費   | 522,887 |         |
|      | 租税公課    |         |         |
|      | 消耗品費    |         |         |
|      | 事務消耗品費  |         |         |
|      | 諸会費     |         |         |
|      | 地代家賃    |         |         |
|      | 支払手数料   |         |         |
|      | 新聞図書費   |         |         |
|      | 車両経費    | 124,030 |         |
|      | 調査研究費   |         |         |
|      | 会議費     |         |         |
|      | 衛生費     | 84      |         |
|      |         |         |         |
|      | 寄付金     |         |         |
|      |         |         |         |
|      | 消耗備品    |         |         |
|      | 雑費      |         |         |
|      | 貸倒金     |         |         |
|      | 販売管理費計  |         |         |
|      | 営業損益    |         |         |

脚注

受取手形割引高

受取手形裏書高

車両経費等に燃料費が含まれている場合は、燃料費が確認できる内訳書、元帳等の写しを提出してください。

## 庄原市中小企業者等エネルギー高騰対策支援金

### 請 求 書

日付は、空けておいてください。

庄 原 市 長 様

令和 年 月 日

庄原市中小企業者等エネルギー高騰対策支援金を次のとおり請求します。

代表者印を押印してください。

#### 【請求者】

|                               |                             |                         |
|-------------------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 会 社 名<br>(法人名・屋号等)            | 株式会社 しょうばら                  | 代表者<br>有限会社しょうばら代表取締役之印 |
| 代 表 者 名<br>(個人事業主名)           | 代表取締役 庄原 太郎                 | 庄原                      |
| 所在地（個人事業主住所）<br>庄原市中本町一丁目●番●号 | 電話番号<br>(0824) 72<br>- ●●●● |                         |

市の審査後に確定しますので、空けておいてください。

令和 年 月 日 庄企商 第 号で交付決定のあった  
庄原市中小企業者等エネルギー高騰対策支援金として

【請求額】 \_\_\_\_\_ 円

請求額は、市の審査後に確定しますので、空けておいてください。

# 庄原市中小企業者等エネルギー高騰対策支援金

## Q & A

### I. 交付対象者・交付要件について

#### Q1 中小事業者とはどのような概念ですか

中小企業基本法で定義する中小企業者で、具体的には以下の要件を満たす事業者になります。

| 業種分類   | 中小企業基本法の定義  |
|--------|---|
| 製造業その他 | 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人  |
| 卸売業    | 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人  |
| 小売業    | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人  |
| サービス業  | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 |

(出典：中小企業庁HPより)

#### Q2 個人事業主とはどのような概念ですか。

ここでいう個人事業主とは、原則、事業所得（卸売・小売・サービス業など）のある個人を意味します。

対象となる個人事業主は、事業所が市内にあることが必要です。市内で事業を実施されているかどうかの判断は、確定申告に記載された事業所所在地等により確認することとしております。

農林業を営み、農業所得の申告を行っている個人事業主の方も対象となります。

#### Q3 農林業は対象となりますか。

今回の支援金に関しては、農林業を営み、農業所得の申告を行っている個人事業主の方も対象となります。

#### Q4 NPO法人は対象となりますか。

今回の支援金に関しては、交付対象として含まれます。NPO法人に加え、社会福祉法人や医療法人、学校法人等も給付対象です。

なお、法人税法（昭和40年法律第34号第）第2条第5号に規定する公共法人は対象外です。

#### Q5 宗教法人は対象となりますか。

宗教上の組織若しくは団体は対象外としております。また、政治団体等、暴力団対策法上の暴力団等に関する事業者、その他本事業の目的・趣旨における対象外事業者であると本市が判断した事業者は、対象外とします。

#### Q6 大企業は、この支援金を受け取れますか。

今回の支援金は、中小企業基本法で定義する中小企業（個人事業主含む）が受け取ることができるため、大企業は対象外としています。

|   |
|---|
| <b>Q 7 滞納している市税があります。この支援金を受け取れますか。</b>   |
| 申請の際に市税等の滞納がないことが交付要件です。<br>滞納がある場合は、申請されても不交付決定といたします。   |
| <b>Q 8 法人の場合、本社が市外にあり、事業所が市内にある場合は対象となりますか。</b>   |
| 市内に物の生産やサービスの提供などの事業を行う事業所を有し、営利を目的として事業を営んでいる場合は、対象となります。<br>ただし、交付対象経費は、市内で営む事業にかかる光熱水費及び燃料費のみとなります。市外の事業所にかかる光熱水費及び燃料費は対象外となります。<br>市内事業所分の光熱水費及び燃料費が確認できる書類を添付してください。   |
| <b>Q 9 今後も事業を継続する意思とは、何年後までですか。</b>   |
| 本支援金の趣旨は、新型コロナウイルス感染症、原油価格及び物価の高騰により、厳しい状況におかれている事業者に対し、支援金を交付することにより事業継続を支援するものです。<br>数年後まで追跡調査を行って事業継続をしているかを確認するような性質のものではないと考えていますので、交付申請書類で事業継続の意思を示していただくことを対象事業者の要件としています。<br>ただ、廃業又は破産等の予定がある場合は、交付対象要件を満たさないため、対象外となります。 |
| <b>Q 10 国や県、その他の機関による同種の補助金との併給は可能ですか。</b>  |
| この支援金は、同一の事業に対して、国、県その他の機関による同種の補助金等を受けている場合は対象外となることがあります。担当課へご相談ください。   |
| <b>Q 11 一つの会社の中に、製造部門と卸売部門があり、それぞれ市内に事務所があります。事務所ごとに申請できますか。</b>  |
| 申請は、事業者単位となっています。市内に複数の事務所があったとしても、申請は一度だけです。まとめてご申請ください。   |
| <b>Q 12 開業間もない、新規創業も対象となりますか。</b>   |
| 申請日以前において市内で営んだ事業に関し、確定申告を行っていることが要件となります。確定申告を行っていない事業者は、対象外です。  |
| <b>Q 13 直近の確定申告の光熱水費及び燃料費の合計が30万円でした。支援金は交付されますか。</b>   |
| 直近の確定申告の光熱水費及び燃料費が50万円未満の場合は、対象外となります。  |
| <b>II. 交付対象経費について</b>   |
| <b>Q 14 燃料費とは、具体的にはどのようなものですか。</b>  |
| 市内にある事業所の維持管理及び市内で事業を営むために必要な車両にかかる、ガソリン代、軽油代、灯油代、重油代等です。   |
| <b>Q 15 ガソリン代を車両経費として確定申告しています。交付対象経費となりますか。</b>  |
| 車両にかかるガソリン代、軽油代等は交付対象経費となります。<br>車両経費の内訳が確認できる書類を添付して申請してください。<br>なお、燃料費のみ対象となりますので、車検代、車両購入費等は対象外となります。<br>支援金額算出表（様式第2号）には、燃料費のみ記載してください。   |
| <b>Q 16 灯油代を雑費として確定申告しています。交付対象経費となりますか。</b>  |
| 事業所の維持管理にかかる灯油代等は交付対象経費となります。   |

|   |
|---|
| <p>雑費の内訳が確認できる書類を添付して申請してください。</p> <p>なお、光熱水費及び燃料費のみ対象となりますので、その他の経費は対象外となります。</p> <p>支援金額算出表（様式第2号）には、光熱水費及び燃料費のみ記載してください。</p>   |
| <p><b>Q 1 7 指定管理者制度により施設の運営管理を行っています。当該施設にかかる光熱水費及び燃料費は交付対象経費となりますか。</b></p>  |
| <p>公の施設の指定管理料における光熱水費及び燃料費は交付の対象とはなりません。</p> <p>なお、営利を目的とした事業にかかる光熱水費及び燃料費は交付対象経費となりますので、内訳が確認できる書類を添付して申請してください。</p>   |
| <p><b>Q 1 8 公共的事業における光熱水費及び燃料費は交付対象経費となりますか。</b></p>  |
| <p>社会福祉協議会、商工会議所その他公共的な活動を営む団体が実施する公共的事業における光熱水費及び燃料費は交付の対象とはなりません。</p> <p>ただし、営利を目的とした事業にかかる光熱水費及び燃料費は交付対象経費となります。内訳が確認できる書類を添付して申請してください。</p>   |
| <p><b>Q 1 9 他の機関から光熱水費及び燃料費にかかる経費の補助金が交付されました。同一の光熱水費及び燃料費を交付対象経費として、支援金を申請することはできますか。</b></p>  |
| <p>他の補助金が交付され、又はされることとなっている光熱水費及び燃料費は交付対象経費とはなりません。</p>   |
| <p><b>Ⅲ. 支援金の交付について</b></p>   |
| <p><b>Q 2 0 エネルギー高騰対策支援金が振り込まれたら連絡がきますか。</b></p>  |
| <p>申請内容について審査を行い、交付要件を満たすことができた場合は、「庄原市中小企業者エネルギー高騰対策支援金交付決定通知書」を発送させていただきます。交付決定通知書は、交付申請書に記載の住所へ発送させていただきます。</p> <p>※通知書の到着前に振込が行われる場合もあることをご了承ください。</p> <p>※申請に不備・不明点がありましたら電話等で確認させていただきます。</p> |
| <p><b>Q 2 1 申請後、どれくらいで給付されますか。</b></p>  |
| <p>申請受付後、交付決定及び支援金の支給まで1か月以上を要します。書類審査等を経て、なるべく速やかに交付を開始する予定ですが、申請件数が多数に及ぶ場合や申請内容に不備がある場合、申請者において不備の修正や追加書類を提出していただけない場合等はさらに審査にお時間をいただく場合がございます。</p>   |
| <p><b>Ⅳ. その他</b></p>  |
| <p><b>Q 2 2 申請受付日程ではない日に、窓口で申請することは可能でしょうか。</b></p>   |
| <p>やむを得ない場合は、庄原市役所 4階 商工観光課又は各支所 地域振興室（東城支所は産業建設室）で申請書類をお預かりしますが、その日に審査ができない場合もありますので、ご了承ください。</p>  |
| <p><b>Q 2 3 郵送で申請をすることは可能でしょうか。</b></p>   |
| <p>可能です。庄原市商工観光課まで送付してください。</p> <p>※切手を貼付けのうえ、裏面には差出人の住所、氏名を必ずご記載ください。</p> <p>※日曜日や祝日も配達があり、配達状況の追跡が可能な簡易書留による提出をお勧めします。</p> <p>※普通郵便で提出される場合は、料金不足にご注意ください。不足があった場合は返送されます。</p>                    |

で投函前に十分ご確認ください。

**【宛先】**

〒727-8501 庄原市中本町一丁目10番1号

庄原市 企画振興部 商工観光課 商工振興係 宛

**Q 2 4 この支援金は課税対象ですか。**

補助金等は税法上収入として扱われるため、課税対象となります。

※法人税及び所得税

**Q 2 5 申請書にある法人番号が分からないのですが、どうすればよいですか。**

国税庁の法人番号公表サイト (<https://www.houjin-bangou.uta.go.jp/>) で検索できます。

**※その他、申請に際してお困りのことは、お問い合わせください。**